

ID: 3055

担当部署: 経済部 農務課 畜産係

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>動物の飼養又は収容の許可</p>		
<p><b>法令名 根拠条項</b></p>	<p>化製場等に関する法律 第9条第1項</p>		
<p><b>法令番号</b></p>	<p>昭和23年法律第140号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  法第9条の規定による。                  第9条 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。                  2 前項の場合において、都道府県知事は、当該施設の構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合していると認めるときは、同項の許可を与えなければならない。                  3 第1項の区域が指定され、又は当該区域、動物の種類若しくは種類ごとの動物の数が変更された際現に動物を飼養し、又は収容するための施設で、当該動物を飼養し、又は収容している者であつて、当該指定又は変更により同項の許可を受けなければならないこととなる者は、当該指定又は変更の日から起算して2月間は、同項の規定にかかわらず、引き続きその施設で当該動物を飼養し、又は収容することができる。                  4 前項の規定に該当する者が、同項に規定する期間内に、動物の種類及び数、施設の構造設備の概要その他都道府県の条例で定める事項をその施設の所在地の都道府県知事に対し届け出たときは、その者は、第1項の許可を受けたものとみなす。                  5 第5条から第7条までの規定は、第1項に規定する区域内において同項の政令で定める種類の動物を当該動物の種類ごとに同項の規定に基づく条例で定める数以上に飼養し、又は収容するための施設について準用する。この場合において、第6条の2中「第4条の規定に基づく条例で定める基準」とあるのは「第9条第2項の規定に基づく条例で定める基準」と、第7条中「第3条第1項の許可」とあるのは「第9条第1項の許可」と読み替えるものとする。                  6 第1項から第4項までの規定は、家畜市場その他政令で定める施設には、適用しない。</p>			
<p><b>標準処理期間</b></p>	<p>30日</p>		
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 7 月 31 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>